

論文査読規定

第一条 (目的)

日本企画計画学会定款により、解決策創造のため、企画計画学に関する論文査読を実施し、学問、実践の質的向上を図り、よって人類の英知と幸せに貢献する。

第二条 (査読の方法)

3名の査読委員により、提出された論文を、次の基準で査読を行う。

- 1) 誤字、脱字、文章校正が正しく記述されているか。
- 2) 企画計画学に関係しているか。
- 3) 新規性、独創性があるか。
- 4) 英文概要、先行研究、引用文献、参考文献など、論文として形式が整っているか。
- 5) 結論には、有用で独自の知見が盛り込まれているか。
- 6) さらなる研究課題が示されているか。

第三条 (査読委員会の設置)

- 1) 査読論文が提出された時点で、その都度「**論文査読委員会」を設置する。
- 2) 査読委員会は、3名の委員で構成する。
- 3) 査読委員長は、会長が兼務するか、会長が委任する。
- 4) 査読の評定は、多数決判定で、査読委員長が最終決定する。

第四条 (査読員の資格)

査読員は、委員長指名の者とする。

第五条 (論文の取り扱い)

査読論文の学会誌「企画計画」掲載可否は、査読委員長評定結果に従い「企画計画」編集委員会で決定する。

第六条 (投稿者の条件)

投稿者は、日本企画計画学会の会員であることが求められる。

第七条 (査読料、掲載料)

査読料は、1万円、掲載料は、1頁2,500円。

第八条 (情報非公開の原則)

査読についての情報は、原則として非公開とする。

附則：本規定の改廃は、理事会にて検討し、会長が決定する。

制定： 2013年2月1日

最終改定：2020年4月1日